

平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 ユビキタス
代 表 者 名 代表取締役社長 佐野 勝大
(コード 3858、東証 JASDAQ)
問 合 せ 先
役職・氏名 執行役員管理本部長 森 正章
電 話 03-5908-3451

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月16日開催予定の当社第14回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 拡大しつつあるサービス事業に関する事業目的を明確化するため、及び当社が事業展開の中で決済機能を有するシステムを運営することや、サービスプラットフォームを通じて各種コンテンツに関する事業を自ら営むことができるようにするために、現行定款第2条につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために現行定款第29条第2項及び第40条第2項につき所要の変更を行うものであります。なお、第29条第2項については各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

別紙「定款変更の新旧対照表」をご参照ください。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月16日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成27年6月16日 (火曜日)

以上

定款変更の新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. コンピュータソフトウェア、コンピュータハードウェア、コンピュータネットワーク機器及びコンピュータ周辺機器のシステム設計、企画開発、販売及び保守</p> <p>2. 通信機器、オーディオビジュアル機器、家電製品のシステム設計、企画開発、販売及び保守</p> <p>3. <u>音楽ソフト及び映像ソフト</u>の企画、制作及び販売</p> <p>4. 出版物の企画、制作、発行及び販売</p> <p>5. 広告、宣伝に関する企画、制作及び代理店業務</p> <p>6. <u>各種イベントの企画、製作及び運用</u></p> <p>7. <u>コンピュータによる通信、情報提供サービス</u></p> <p>8. <u>グラフィックデザイン、工業デザイン等、商業デザインの企画、制作業務</u></p> <p>9. <u>労働者派遣業務</u></p> <p>10. 前1号、2号、3号、<u>4号</u>に関する輸出入業務</p> <p>11. 前各号に関するマーケティング、技術支援、教育、コンサルテーション業務</p> <p>12. 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. コンピュータソフトウェア、コンピュータハードウェア、コンピュータネットワーク機器及びコンピュータ周辺機器のシステム設計、企画開発、販売及び保守</p> <p>2. 通信機器、オーディオビジュアル機器、家電製品等の情報機器のシステム設計、企画開発、販売及び保守</p> <p>3. <u>情報処理システムの設計、企画開発、販売、保守</u></p> <p>4. <u>情報処理システムに基づく情報処理、情報仲介及び情報提供及び決済処理</u></p> <p>5. <u>音楽、映像、データ等のコンテンツの企画、制作及び販売</u></p> <p>6. 出版物の企画、制作、発行及び販売</p> <p>7. <u>知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持、管理</u></p> <p>8. 広告、宣伝に関する企画、制作及び代理店業務</p> <p>9. 各種イベントの企画、製作及び運用</p> <p>10. <u>グラフィックデザイン、工業デザイン等、商業デザインの企画、制作業務</u></p> <p>11. <u>労働者派遣業務</u></p> <p>12. 前1号、2号、3号、<u>5号、6号</u>に関する輸出入業務</p> <p>13. 前各号に関するマーケティング、技術支援、教育、コンサルテーション業務</p> <p>14. 前各号に付帯関連する一切の業務</p>
<p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第29条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第40条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第40条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>